

日本およびEU域外からアイルランドへの国際郵便について

日本を含むEU域外からアイルランドへ送られた、物品を内容物とする国際郵便が返送されてしまう事案が生じている問題を受け、当館が日本郵便および An Post 側と協議をしたところ、アイルランドにおいては①「通関電子データ」送信に加えて②10 桁の品目分類番号(TARIC コード)の明確化が求められていることが判明しました。このほど日本郵便は、アイルランド向けの国際郵便がこれらの諸点に対応するための情報をHPに掲載誌しましたので下記をご参照ください。

●アイルランドを含むEU向け「通関電子データ」の義務化に伴う注意点

2021 年 7 月に、EUにおける付加価値税(VAT)に関する法令が改正され、EUに輸入されるすべての商品に対して付加価値税が課せられることとなりました。それに伴い、2021 年 10 月より、EU加盟国宛ての物品を内容物とする国際郵便物を送る際に、通関電子データの送信がなかったり、データ内容に不備がある場合には、日本に返送されるというケースが増えております(※1)。

●アイルランド宛て国際郵便に際しての留意点

アイルランド宛ての物品の発送については、上記に加え、税関申告書に 10 桁の TARIC コード(※2)の記載がないと、アイルランド税関で情報が不十分であると判断され返送されることがありますので、内容品に対する正確な TARIC コードの記載をお願いいたします。詳細は下記の日本郵便のウェブサイトをご参照ください。

日本郵便「アイルランドあて物品の送付について」

<https://www.post.japanpost.jp/int/use/ireland.html>

郵便物の通関にかかる判断はアイルランド税関の管轄となります。御不明な点がある場合は、最寄りのアイルランド税関当局に直接お問い合わせください。

※1 通関電子データ送信義務化について

2022 年 6 月 20 日(月)より、日本郵便からヨーロッパ等宛てに国際郵便物を送る際は、通関電子データの送信が必須となり、手書きラベルでの郵送引き受けができなくなります。詳細は日本郵便のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.post.japanpost.jp/int/ead/index.html>

※2 TARIC コードとは、貨物を輸出入する際に用いる品目分類番号で、世界共通で用いられる HS コード 6 桁にEU独自の下位分類を 10 桁まで加えたものです。